

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和6年2月7日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 5階記者会見室
- 対応：山中委員長

### <質疑応答>

○司会 それでは定刻になりましたので、ただいまから2月7日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

本日、次の予定との関係で15時20分には会見を終了とさせていただきますので、まずお1人当たり5分以内で回らせていただいた後、時間の限り御質問をお受けしたいと思います。

それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。御質問のある方は手を挙げてください。

マサノさん。

○記者 フリーランス、マサノです。よろしくお願いします。

今日の議題4の能登半島関係なのですけれども、今後の規制庁の対応ということで、地震に関する知見を収集していくとありました。実は、2月2日に、原発周辺に暮らす地域の声を伝える緊急行動ということで、住民の皆さんは、国の推本（地震調査研究推進本部）が知見をまとめるまで、新規制基準の適合審査も使用前検査も凍結してくださいと山中委員長宛で出しています。この声は届いていますでしょうか。また、御見解をお願いします。短く答えていただければありがたいです。

○山中委員長 要望は拝見しております。審査については、もう新知見をできるだけ早く取り入れて、厳正な審査を進めてまいりたいというふうに思っておりますので。

○記者 凍結が求められています。

○山中委員長 審査については、もうこれはもう本当に新知見を含んだ上で進めてまいりたいというふうに思っております。

○記者 はい。

引き続き、能登半島関係ですけれども、本日、山中委員長は情報発信に関してSNSへの発信に効果があったとおっしゃいました。

ところが、1月18日にドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天が共同会見で基地局にたどり着けなかったという発表をしています。全部モニタリングポストが今日直ったということでありましてけれども、1か月して直っても意味がなくて、基地局すら機能しない中で発信に効果があったというのは、SNSで効果があったというのは一体どういう意味なのでしょう。

○山中委員長 1月1日の時点で、SNSで情報発信を行ったところ、非常に多くのアクセスをいただいて、評価をいただいたということで、一定の効果があったという判断をしております。

一方で、ホームページの在り方等についてはまだまだ不十分な点がございまして、その点については、引き続き改善をしてみたいというふうに思っています。

○記者 そうすると、一番揺れて一番不安があるところの人々にその情報が届いていないということに関しては無視されていると思うのですが、どうでしょう。

○山中委員長 我々としては、できる限りの情報発信に努めたつもりでございましてけれども、改善すべき点があれば改善をしてみたいというふうに思っております。

○記者 はい。

月曜日に、福井県の原子力リサイクルビジネスについて会合がありましたが、これについて伺います。

これまで、電力事業者だけがクリアランスレベルを下回ったものを外に出すということをしてきましたけれども、昨日の会合では、クリアランスレベルの100倍、200倍高いものを除染する、あるいは溶融することによって、その時点でクリアランスレベルをクリアすればいいという、大きな政策転換について議論されておりました。

これ、大問題だと思うのですが、この政策転換は一体なぜどのようになされたのでしょうか。

○山中委員長 その報告については、まだ委員会では受けておりませんので、リサイクルについての何か委員会として方針変化があったというふうには考えていません。

○記者 委員会が歯止めをかけるということもあり得るということですね

○山中委員長 もちろんその委員会で議論させていただきたいと思っています。

○記者 もう一つ、最後にすみません。今回その最初に始まったときは廃炉を前提としたリサイクルビジネスという話だったと思うのですが、今回、通常運転から出てくるものについても、クリアランス推定物ということでさっき言ったような扱いをすることでどんどん拡大されていっていますけれども、これもやはり問題があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○山中委員長 クリアランスに関してのこれまでの基準を見直すということは、何か議論したわけではございませんので、何か基準規則を見直す必要があれば、改めて委員会で議論したいというふうに思っています。

○記者 以上です。

○司会 次、いかがでしょうか。

カネヒラさん、お願いします。

○記者 TBSの報道特集のカネヒラと申しますが。

今日の議題4に乗った能登半島地震と志賀原発との関係なのですが、地震発生からもう1か月以上が過ぎて、今日発表がありましたような現状報告というものがあつたのですが、実は先ほどの質問にもあつたように、市民からの要望書というのが委員長宛に出されたときに私もその場にいたのですが、規制庁の職員の方が概ねこういうことをおっしゃっていました。今回の場合は自然災害と原子力災害というものの複合災害が起きた場合は、自然災害のほうをまず優先してというような前提つきだったのですが、こういうふうにおっしゃっていました。

1月17日に開催された原子力規制委員会で行われた議論では、家屋倒壊が多数発生するような地震等の自然災害と原子力災害との複合災害に対しては、人命最優先の観点から、まず自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対応することが重要であるという考えが示された上でなのですが、ここからが重要で、能登半島地震を踏まえ、原子力災害対策指針における防護措置の基本的な考え方を変更する必要はないというのが委員の共通認識であつたと。原子力規制庁として、能登半島地震を踏まえて原子力災害対策指針を見直すことは考えていないというふうに断言されたのですね。実は、私がお場にいたときに、えっという、何かある種の驚きの声恐らく上がって、場の空気が一変してしまったということがあります。

私、今日お昼を食べに外に出て、ここへ戻ってきたときに、建物の外に市民の方がそのことについての抗議をプラカードなんかで示して、原子力規制委員会に対するある種の不信の念というか、私たちの願っているような役割を規制庁が果たしていないのではないかというような、そういう態度の表明みたいなものを目撃することになったのです。

今1か月がたった時点で、山中委員長としては、この間も私はお聞きしましたがけれども、原子力規制庁が果たす役割、能登半島地震を踏まえて、なぜ防護措置を見直さないとか、あるいは災害対策指針を見直すことは考えていないというような、そこにある種の論理の飛躍というのはいませんか。そこについてのちょっと御意見をお伺いしたいのですけど。

○山中委員長 能登半島地震を受けて、自然災害に対する防災については、地域防災計画を見直していただくべきところはあるかというふうに思っております。地域防災計画というのは、当然、一般災害、地震、津波の災害、それから原子力の災害というふうに幾つもの災害に対する対応が記載されてございます。防災基本計画においては、やはり自然災害からの人命を優先して退避をしていただくというのが、基本的考え方でございます。

一方、原災指針では、放射線防護に対する基本的考え方を示してございます。放射線の源になるような原子力発電所からもし事故が起きた場合には、逃げていただくという手段、あるいは遮蔽をしていただくという手段、このいずれかを取っていただくという、そういう基本的な考え方を求めてございます。ただ、その基本的な考え方に今回の災害というのは、特段大きな影響を与えるとは思っておりません。

一方、逃げる、あるいは遮蔽をするという、避難をする、あるいは屋内退避をするという基本的な考え方の効果については、この原災指針の中に書いてございますけれども、これは、どういう計画を立てるかというのは、当然、地域地域ごとに計画の立て方というのは変わってくるというふうに考えてございます。

今回の孤立化が起こった、あるいは家屋に相当倒壊が起こったという実情を考えれば、この地域にふさわしい防災の在り方というのは、当然考えられるべきであろうというふうに思っております。

地域によっては、例えばヘリポートを非常にたくさん作っておられる地域もございませぬし、UPZ（原子力発電所からおおむね5～30km圏内）5キロ以上の圏内であっても防護施設を非常にたくさん作っておられるところもございませぬ。そういった意味で、地域防災計画の計画そのものをきちんと今回の教訓を生かして立て直していただくということは、重要なことというふうに思っております。

我々の務めとして、やはり放射線防護に対する考え方を変えるところがあればそこは見直していかないといけないかなというふうに思っております。特に屋内退避に対する考え方というのは、今後きちんと議論をして、防災指針、原災指針の中に盛り込んでまいりたいというふうに思っております。

○記者 そうしますと、そのときに職員の方がおっしゃっていた防護措置の基本的な考え方を変更する必要はないというのは違うのですね。

○山中委員長 基本的な考え方は変更する必要はないと思っておりますけれども、その中でも、屋内退避に対してどういうふうに対応していくかということについては、これから委員会の中で議論していこうということをも1月17日にも決めた次第でございませぬ。

○記者 そうすると、その職員の方の説明は。

○司会 すみません、御質問をまとめていただけますか。

○記者 はい。

説明というのはちょっと飛躍があったというか。

○山中委員長 少し言葉が過ぎたかもしれません。

○記者 あと1問だけ、時間がないので。

私、実は現地に行きました。その志賀原発が建っている立地のところを見ましたけれども、隆起ですね。海岸線の隆起というのは、これ、視認できるぐらいにはっきりしたものが見られたということがありました。

職員の方は、規制庁から毎日のように施設に入られているとさっきお聞きしましたけれども、委員長自身は現地を何らかの形で視察されたりとか、そういうようなお考えというのは、今の時点であるのでしょうか。

○山中委員長 現場重視で規制をしていきたいというのが私の基本的な姿勢でございませぬし、現場の人、方に御迷惑をかけないような状況になれば、現地を見に行きたいというふうには考えております。

○司会 それでは、先ほど挙げていらしたアオキさん。

○記者 アオキです。よろしくお願いします。

今の隆起の話なのですけれども、北陸電力さんに聞きましたらば、どれくらいの隆起に耐えられるのですかといったら、取水口で 20 センチというお話でした。取水口であって、原子炉建屋自身は隆起を想定していないというお答えで、今回 90 キロ以上にわたって隆起したと思われる海岸線の部分について、20 センチにしか耐えられないというものについては非常に心細い値だと思ったのですけれども、委員長、ほかの原発について、どれくらい隆起に耐え得るものかということは把握されていますか。それが十分だというふうにはお考えでしょうか。

○山中委員長 審査の中で、海岸線の隆起ということについては、その隆起を及ぼす可能性のある断層について、慎重に審査はしていただいているものというふうに解釈しております。その上で、隆起をして取水ができなくなったときにも様々な手段で注水ができるような手だてを、新規制基準の中では求めているところです。

○記者 先ほど、新知見というお言葉も出ましたけれども、これまでの委員会の中でも新知見が出たらということで、隆起についての新知見について石渡先生も今後反映する必要があるという発言もございました。

今おっしゃったその審査、現状の知見では不十分だという可能性があるということなのかと思うのですが、隆起についてですね。それについて、どう受け止めていらっしゃいますか。

○山中委員長 隆起について、もうこれは繰り返しになりますけれども、隆起を引き起こす可能性のある海岸線の断層については、審査の中で見てきているというふうに考えておりますし、今後、何か新しい知見が半島地震の分析の結果が出てきた場合には、審査の中で改めて評価したいというふうに思っております。

○記者 それを受けて、じゃあ、それまで審査を凍結してくださいと、これはマサノさんの質問の続きになるのですけれども、凍結してくださいという要望が来ているわけです。つまり、隆起について新知見が出るとされる中で、今やっている審査を凍結してください、この凍結するべきかどうかについての考えをお聞かせください。

○山中委員長 審査を今、止めてしまうということは、現時点で報告も受けておりませんし、そのような考えはございませんけれども、当然、志賀原子力発電所については、これから地震動に関する様々な知見が出てくる可能性もございますので、当然その時間もかかりますし、慎重に審査はしていかなければならないというふうに考えています。

○記者 防災指針の論点整理についてお伺いします。

こちらについては、今回の志賀原発のところは私も現地に行ってきましたけれども、放射線防護をされている施設に伺ったところ、調理施設もなく、中の人たちはパンとおにぎりの二つを繰り返し食べるという生活をせざるを得ない状況でした。

しかも、報道によると、その数、キャパが全然足りないということも出ておりました。実際にどれぐらいのものがキャパとして必要なのかという、何日間、屋内退避がいるのかということも論点整理に含まれるのでしょうか。

あと、どんな論点整理を想定されているのかということについて、事務方に論点整理の中身について詳しくこういうことというふうに指示されていたら、それを教えていただきたいのですが。

○山中委員長 具体的には、委員会で議論をしていくことになろうかと思えますけれども、以前からお話をさせていただいておりますけれども、屋内退避のスタートの時点はどうするか、あるいは屋内退避の期間、これはもう私自身の経験からしますと、やはり数日というのがもう限界だろうというふうに思っておりますので、やはりそういう期間をきちんと区切る必要があるかというふうに思っています。

あるいは解除した後はどうするのだ、あるいは屋内退避を避難に変更した場合にどのように対応するのだというような点が論点になるというふうに私自身は思っております。

○記者 キャパの話も触れますか。

○山中委員長 当然いろいろな避難所が屋内退避の場所になってくるかと思えますし、当然地域全体でのキャパシティーという、そういう問題も出てくると思います。

○記者 そういうキャパが全然今回足りないよということで作る必要が出た場合は、それは国費で整備するものなのですか。それとも、どういう予算で整備していくものなのでしょう。

○山中委員長 当然その地域ごとで、どういう地域防災計画を立てられるかというのは変わってまいります。例にも挙げさせていただきましたけれども、同様な半島のような地域で防災を考えられる場合に、例えばヘリポートをたくさん作るですとか、あるいは防護施設をUPZの中にも作るかという、そういう地域もございますし、あるいは津波に対する対応をきちんと考えられるという、そういう各浜に集会所を作るというような、そういう地域もございます。

これ、地域ごとでやはり計画というのは変わってくると思えますし、国と連携を取りながら、やはり整備をしていただきたいと思いますというふうに思っています。

○記者 ごめんなさい、あと2問だけ。

○司会 すみません、御質問をまとめてください。

○記者 はい。じゃあ、別の話ですけど、2問まとめて言います。

今回、その数日で幹線道路が通れるようになったかという、通れていないところがあるわけですが、御存じのとおり。だから、数日で屋内退避が済むという可能性は非常に難しいかと思うのですが、その辺のことについてどういうふうに指針に盛り込むかが1点と、もう一点は、ごめんなさい、別の話で。

今日、処理水の放出のレビューが出ましたけれども、福島県漁連が第三者の研究者による水が安全かどうかというレビューを行ってほしいという要望をしているのですが、確かに第三者のものがあつたほうが安全性が、より信頼性が得られると思うのですが、それについてお考えをお聞き願えませんか。研究者としてもでもいいですし、委員長としても、そのほかの、第三者の目というのが入つたほうがより透明性があると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○山中委員長 まず、屋内退避に対しての論点、これはもう期間は非常に重要だと思います。これはきちんと議論をしたいというふうに思っています。2日になるのか3日になるのか、あるいはその後はどうするのだということ、これは論点になろうと思います。

それから2点目、ALPS処理水（多核種除去設備等処理水）の放出に関してでございますけれども、これについては、我々は放出について基準を満たした放出かどうかということ、きちんと監視するというのが我々の務めだというふうに思っております。これは、もう現地で検査官がきちんと見てくれているものというふうに思っておりますし、それに対する第三者の評価ということでIAEA（国際原子力機関）が評価をしていただいたという、そういう位置づけで私自身は理解しております。

○記者 研究者の調査は必要ないという立場ということですか。

○山中委員長 IAEAの評価で、私は国際的にも十分な第三者機関による評価であるというふうに、私は理解しております。

○記者 ごめんなさい、2日か3日で議論になるという。

○司会 すみません、質問をまとめてください。

○記者 2日か3日で幹線道路が解消されないという現状についてどう思われますかということについて答弁漏れだったので、それだけ教えてください。

○山中委員長 これについてはもう孤立化の問題なので、きちんとそれに対しても対応されるような防災計画になっていないとまずいというふうに思っております。そういう受け止めです。

○司会 ほかに御質問はいかがでしょうか。

オカダさん。

○記者 東洋経済新報社のオカダです。よろしくお願ひします。

能登半島地震との関係で、先ほど委員長が、地震に関して石川県の防災計画の見直しが必要だというふうにおっしゃっていましたが、石川県の防災計画の原子力災害編、これの抜本的見直しの必要性についてはどのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 当然、繰り返しになりますけれども、自然災害に対する人命最優先の計画になっているということがこれはもう求められるところでございまして、避難所であるとか、あるいはどう避難をしていくかという手段というのは考えられなければならない。

それと、やはり連携をして原子力災害に対する対応というのはなされるべきであるというふうに考えております。

- 記者 これ、ちなみに石川県が作成しました志賀原発に関する原子力防災のしおりでは、5キロ圏内の住民は能登町という震源に比較的近い、奥能登に避難するという決まりになっているわけですが、これはこのままでいいと思われませんか。
- 山中委員長 今回のやはり経験を踏まえて、計画そのものの改善というのは進められるべきであろうというふうに思っています。
- 記者 原発の北側にある住民で、しかも数千人いるわけですが、それは急に例えば金沢のほうに避難できるかという問題があると思うのですが、そういう場合どうしたらいいのでしょうか。
- 山中委員長 今回、避難経路について南側に避難することができたという、そういう情報は受けておりますけれども、具体的に地域防災計画を今後どういうふうに見直されるかということについては、原子力災害対策指針ではやはり原子力災害から実効性のある避難をしていただくような計画にさせていただくということを求めていますので、その点については見直していただく必要があるかと思えますし、孤立化に対する対応というのも、今後考えていただく必要があらうかというふうに思っております。
- 記者 これ、そうなると、じゃあ、原子力事故が起きたときに原発の前を通過して北側の方は南に避難するということになってしまうかと思うのですが、そういうことも人によっては求めるということなのですか。
- 山中委員長 これは、本当に地域それぞれの具体的な問題だというふうに思っておりますし、具体的にどういう避難の経路があるかというのは、地域固有の問題だと思っております。
- 記者 志賀原発の場合はいかがでしょう。
- 山中委員長 事故が起きた原子力発電所の前を通過して避難をするということは、避けたほうがいいというふうに考えています。
- 記者 手短に。  
もう一つ、今の関係ですが、現実に今の状態ですと、少なくとも志賀原発の避難計画は、今回の地震を踏まえると、根本的に見直しが必要だという、多分、委員長の御所見かと思いますが、そこがきちんとならないと、これはやはり、原発のいわゆる立地という問題にも、根本にも関わるといふふうに理解してよろしいのでしょうか。
- 山中委員長 原子力発電所のプラントそのものの審査については、これはもう厳正に審査をしていくということでございますけれども、我々は原子力災害対策指針をきちっと提案させていただいて、それに基づいた地域防災計画を立てていただくという、それが地元の自治体をお願いをしているところです。
- 記者 それ自体の質というものは、原子力規制委員会があくまでも、そこにまで保証するという責任はないということですか。



○山中委員長 私どもは、放射線防護に対するその基本的考え方を指針の中でお示しをして、国と自治体が連携をして、きちっとした防災計画を立てていただくという、そういう考え方でございます。

○記者 それは今の仕組み、やはり今のおっしゃったやり方で問題はないということなのでしょうか。要するに、今だと責任体制が曖昧になって、実効性のない避難計画とか防災計画のままになっちゃっているきらいがあるんじゃないかと思うのですけど。

○山中委員長 地域防災計画については、自治体と国が責任を持って立案して計画を立てていただく、あるいは実効性のある運用を考えていただくというのが基本だというふうに私自身考えております。

○司会 はい、ほかいかがでしょうか。

アサイさん。

○記者 NHKのアサイと申します。

能登半島地震の関係で、今日の会の中で、モニタリングポストの欠測について説明があったと思いますが、改めて今回の事象をどのように受け止められていらっしゃいますでしょうか。

○山中委員長 地震当初、およそ116か所のモニタリングポストのうち、18か所欠測があったというふうに報告を受けております。15km以遠でございますので、万が一、原子力発電所で異常があった場合、放射性物質の放出があった場合に、15km以内のモニタリングポストはきちっと測定が継続できておりますので、モニタリングは大きな問題はなかったというふうに思っております。

その上で、18か所の欠測はあったということで、その原因については通信の問題が主たる原因であるということが判明いたしましたので、さらに信頼性の向上を早急に進めていただくという指示をしたところでございます。

○記者 今日、委員の指摘の中でも、共通の原因でトラブルが起きることが問題だという話がありましたけれども、今後どうしていくことが必要だというふうにお考えでしょうか。

○山中委員長 まず、通信システムの多重性を構築していくということが、二つの手段で今日、提案されておりましたけれども、具体的に二つとも、実行はすぐに可能ですので、できるだけ早く実行してまいりたいというふうに思っております。

○記者 今の段階で、いつまでに進めたいなど、お考えはありますか。

○山中委員長 時期については、具体的に今日、まだ事務局から提案はございませんでしたので、これはもうできるだけ早く対応させていただきたいというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかいかがでしょうか。

ナナサワさん、申し訳ございません。記者登録の確認ができておりませんので、今日は御質問を控えてください。

そのほか、御質問はいかがでしょうか。

ササキさん。

○記者 朝日新聞のササキと申します。

今のモニタリングポストの件なのですけれども、今回、胆振東部地震、2018年の北海道の地震を受けて、多重化をしていたにもかかわらず、要するに、有線、無線、両方やられてしまって欠測が起きたということで、新たな対策もいろいろ考えられましたけど、なかなか新たな通信網とかを設けても、どうしてもこういう事態というのは起こり得ると思うのですけども、こういう欠測がどうしても、多重化しても起きてしまうということからすると、今の空間線量に応じて避難するという、その避難の考え方、根本が問われているのかなというふうに思うのですけれども、それについてのお考えはいかがでしょうか。

○山中委員長 まず、通信手段のさらなる多重化、信頼性の向上ということは提案をさせていただいて、事務局でも受けていただいたという、そういう理解でございます。

したがって、さらに信頼性は上がるというふうには思いますけれども、それでも欠測が生じた場合に、航空機によるモニタリングですとか、あるいはドローンによるモニタリングというのを、今回も準備はいたしましたけれども、そういう手段の多様化ということについても進めてまいりたいというふうに思っております。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

それで、先ほどから話に出た、原災指針と地域防災計画についてなのですけれども、屋内退避のスタート地点をどうするかなどを検討したいというところで、ちょっと私の中でイメージができなかったのですが、これはどういう問題意識で、どういうことを議論されたいのかというのを改めて教えてください。

○山中委員長 屋内退避をするというのは一定の効果があるということは、もう研究なんかでも示されているところがございますけれども、永遠に屋内退避をするというのは不可能でございますし、できるだけ屋内退避は効果のある一定期間にとどめておいたほうが良いというのが私の考えでございます。

したがって、私は、スタートの時点というのは今のルールから変える必要はないというふうに思っておりますけれども、期間をできるだけ短くするという、あるいは一定期間にするという、そういう対応は取るべきかというふうに思っておりますので、その点については一つの論点になるというふうに思っています。

○記者 今回の屋内退避、原災指針見直しの議論のきっかけというのは、女川に行ったときに地元から要望があったというところかと思うのですが、地元の要望としては、今回能登で、かなり道路の寸断とか家屋倒壊があって、本当に避難、屋内退避ができるのか

というのが問題意識にあったと思うのですが、今回の能登の知見というのは、どのくらい議論に反映させるということなのでしょう。

- 山中委員長 能登で起こった自然現象というのは、当然、崖崩れが起きて道路が寸断されて孤立化をするというのは一つ大きな事象。それと、いわゆる皆さんがお住まいの家屋が倒壊してしまう、そこでの屋内退避ができないという、そういう二つの問題点があったかと思います。この点については、今回の能登半島そのものの防災については、自然災害に対する備えをさらに充実させていただくことで、原子力災害との連携というのをさらに図ることができるかというふうに思っております。

その上で、屋内退避の時間というのは、やはり問題になってくるかというふうに思っておりますし、屋内退避を何か変更する場合、解除する場合、その後の対応をどうするのか、あるいは変更する場合、どういうふうに避難、あるいは一時移転を進めていくのかという、そこも論点になるのではないかなというふうに、個人的には思っております。

- 記者 分かりました。あと最後に、今日、九州電力の川内原発と玄海原発の標準応答スペクトルを反映した基準地震動の変更というのが許可されましたけれども、これ九電に関しては、かなりほかの原発と比べても対応が遅れていて、去年ですかね、九電の社長と面会したときに、山中委員長が準備不足は否めないというようなことをおっしゃっていたかと思うのですが、改めて、そこも含めて御所見をお願いできますでしょうか。

- 山中委員長 標準応答スペクトルの導入というのは、何か規制の強度を上げるというような変更ではございませんで、いわゆる手法の見直しという、プロセスの変更を伴うものでございます。

したがって、これに対して丁寧に対応していただくということが必要になってくるかというふうに思いますけれども、それぞれの原子力発電所で、この標準応答スペクトルとともに、留萌地震、いわゆる震源を特定せずで、これまで用いてきた地震動、両方評価することになっておりますので、特段何か今、すぐさま安全上の問題が生じるというふうには思っておりませんが、九州電力、非常に対応が二転三転したところがございましたので、CEO に対して準備をきちっと進めていただくようお願いしたところでございます。

- 記者 これ4月まで。

- 司会 質問をまとめてください。

- 記者 すみません。4月までの許可が必要で、もう2か月足らず、ぎりぎりの許可だったと思うので、それについてはいかがですか。

- 山中委員長 非常に準備不足だったんじゃないかなというふうに思っております。

- 記者 分かりました。ありがとうございます。

- 司会 ほかに御質問はいかがでしょうか。

一度目の方、いらっしやいませんでしょうか。

それでは、マサノさん、お願いします。

○記者 フリーランス、マサノです。よろしくお願いします。

先ほど来の防災指針の件なのですけれども、そもそも 1F（福島第一原子力発電所）のときに SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）は使わなかった。避難したら健康や人命被害があったということで、本来はその避難計画がちゃんとできていなかったからそういった被害が起きたにもかかわらず、無理やり SPEEDI を使わないということにして、屋内退避をして、二段階目として、一定の線量で避難をするということになってしまったわけなのですけれども、そうすると、今回は能登半島で、そもそも屋内退避をするときには、判断材料としてモニタリングポストの実測値を使うということになっていたのですが、その実測値がとれない事態があるということが今回の新しい教訓だと思うのですよね。委員長は、先ほど 15km 以遠だったからとおっしゃいましたけれども、たまたま 15km 以遠だったわけなのですけれども、それが 5km 圏内でも起きる可能性がありますし、実際に 30km 圏内で起きていたわけなので、先ほどササキ記者が言っていたように、根本的なモニタリングポストの判断材料で、屋内退避する、避難するという根本が崩れたと思うのですが、いかがでしょうか。

○山中委員長 モニタリングの重要性というのは御指摘のとおりで、これはもう非常に重要なものであるというふうに思っておりますし、これはもう信頼性の向上、あるいは、多様性をこれからも進めていかないといけないというふうに思います。

その上で、若干誤解があるかなというふうに思っておりますのは、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓としては、やはり事前に十分な計画が、災害に対する計画が立てられていなかったことが大きな原因であるというふうに思っておりますし、多くの犠牲者を出したというのが、無用な避難に基づくものという、そういう理解で私自身はおります。屋内退避についても、重要な一つ的手段でございますし、予防的な避難ということについても、要支援者については重要な避難の手段だろうというふうに私自身は考えております。モニタリングそのものが屋内退避の判断、あるいは予防的な避難の判断に使われるというのは、若干誤解かなというふうに思っています。

○記者 では、その汚染されていく地域は、どのようにその情報を受け取るのでしょうか。いつ屋内へ移動するのか。例えば、いつ解除されるのかという情報は、いつ受け取るのでしょうか、どのように。

○山中委員長 これはもう明確に計画として、5km から 30km の UPZ の範囲は、原災法の 15 条が認定された時点で、屋内退避を今、求めているところでございます。これはもうモニタリングは関係ございません。

○記者 ですから、その情報をどう受け取るのか、受け取ったときに道路が寸断で逃げられない人はどうするのか、防護施設にたどり着けない人はどうするのか。

- 山中委員長 住民に対する連絡の手段というのは、これはもう地域防災計画の中で、地域それぞれで、その手段というのはきちっと地域に応じた手段を考えていただかないといけないと思います。
- 記者 最後ですが、やはり委員長の感覚と、地域の方々が持つておられる恐怖心は随分差があると思うので、前回は聞かせていただきましたけれども、一度公聴会をやって、直接御意見を受け止めて、一旦とにかく黙って聞いてみるということをする機会を設けてはいかがでしょうか。
- 山中委員長 地元の御意見、これはもう、志賀原子力発電所については、まだ審査中の原子力発電所でございますので。
- 記者 すみません。
- 山中委員長 地元の自治体の皆さんと御意見を聞くという機会は設けております。ただ、マサノさん、これまでも指摘をいただいているように、住民と直接の対話をということについては、まだ実現はできておりませんので、今後も検討してまいりたいというふうに思っています。
- 記者 すみません、声が出ているのは志賀原発周辺だけではなくて、例えば福井県でも7基、老朽原発も含めて7基動いているところとか、すごく近いわけですね、駿河湾と能登半島は。なので、取りあえず止めておいてもらえないかとか、そういう何か切実な声が伝わってきていて、それをどうも受け止めてもらっしやらない。つまり、志賀原発の話をしているのではなくて、全国で、地震は、いつ、どこでも起きるのだという恐怖心に対して、受け止めがちょっと薄いような気がするのですが、そこを言っているのですが、すみません、これが最後です。
- 山中委員長 地元の皆さんの不安というのは、十分理解はしております。地元の皆さんとの対話というのも、いろんな手段で進めてまいりたいというふうに思っておりますし、まずは自治体との意見交換をこれから進めていきたいというふうに思っておりますし、御要望があれば、福井にも参りたいというふうに思っています。
- 司会 はい、ほかいかがでしょうか。  
オカダさん。
- 記者 東洋経済新報社のオカダです。  
先ほどの質問、アオキさんの質問の中で、地盤の隆起のことでお答えがあったのですが、今回、能登半島地震では、2mとか3mなどの隆起が海岸部でかなり広範に起きているのですが、もしその規模の隆起が原子力発電所の例えば取水口辺りで起きたりした場合には、これは冷却不能になるというふうに考えられますけど、そのように考えてよろしいのでしょうか。
- 山中委員長 当然、審査の中で、隆起をする可能性のある断層については、きちんと審査しているというふうに考えておりますけれども、万が一、そういう隆起が生じた場合

に、海水の取水ができるような手段というのは、体制を持って新規制基準適合性の中では評価をしておりますので、その点については何らかの対応ができるものというふうには考えております。

○記者 かなり膨大な量の水を毎日冷却に使っているわけですが、それは、ポンプ車ですとか、そういう別の代替手段で、そういうメルトダウンを防ぐようなことまで現実に行けるといふことなのでしょうか。

○山中委員長 新規制基準の中では、100%安全というのは保証できませんけれども、通常、原子力発電所が取水しているような量の海水ないしは冷却水が流せるような大容量の送水車というのを何台か用意をしておりますので、その点については、多様性あるいは多重性を持って、注水機能は新規制基準の適合性審査の中で審査ができていっているというふうには考えております。

○記者 じゃあ、今後、例えば新しい活断層が見つかったり、あるいは断層の評価を見直したりして、それに伴って隆起量などを大幅に見直すというふうになった場合に、それはそういう可搬型の設備などで対応できればよしということなのか、あるいは、そもそもそれだけの隆起が、もし可能性があるとなると、それは立地の問題にもなってくるということなのでしょうか。

○山中委員長 これはもう、各発電所でそういう地震動に関するような、あるいはその隆起に関するような新知見がある場合には、きちっと、必要があれば変更申請を出していただくという、そういう手続を取っていることになります。

○記者 ありがとうございます。

あと、すみません、先ほど地域防災計画の見直しがというお話でしたけど、ちょっといま一つ、私、ちょっときちんと理解できていないのですが、地域防災計画の原子力災害編のほうの見直しも必要だというふうに、委員長はお考えでよろしいのですか。

○山中委員長 当然、地域防災計画は、一般災害、それから地震、津波、原子力災害がございます。それぞれが連携しているところもございますので、今回のケースですと、やはり原子力災害に対する備えについても見直していただくべきところはあるかというふうに思っています。

○記者 今回の場合ですと、どういうところを、どういうふうに見直す必要があるということなのでしょうか。

○山中委員長 すみません、石川県の具体的な、細かな内容、地域それぞれでございますので、全部確認をしたわけではございませんけれども、やはり今回起こった事象、孤立化ですとか、家屋の非常に多くの倒壊ですとか、そういうことに対する対応、計画をきちっと中で盛り込んでいただく必要があるかなというふうに思っています。

○記者 原子力災害のほうにも反映してほしいということ。

○山中委員長 当然、一般、あるいは地震、津波に対するその対応ができていれば、一部分、それは可能になる部分もございますし、防護施設が必要であれば、そういう施設を

多数設ける必要があるかというふうに思っておりますので、その辺り、不十分なところがあれば、そこは見直していただく必要があるかなというふうに思っております。

○記者 避難先とか避難ルートについてはいかがですか。

○山中委員長 これも、あくまでも地元と国との協議の上で進めていただくということが基本でございますので、原子力規制委員会は、あくまでも原災指針の基本的な考え方をお示しして、それに沿って対策を立てていただければ結構だというふうに思っております。

○記者 ただ、これ、策定に協力するとか支援するという立場ではありますよね。

○山中委員長 もちろん、はい。

○記者 となると、全く第三者ということではなくて、やはりその内容を伴っていないとなると、原子力規制委員会なり規制庁が防災計画の抜本的な見直しを要請するということもあり得るということなのですか。

○山中委員長 原子力の関係するような災害について、放射線防護の何か科学的技術的な考え方に対して支援するべきところがあれば、それをアドバイスしていくというのが我々の務めかというふうに思っております。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、いかがでしょうか。

アオキさん、あと2分ですので、お願いいたします。

○記者 福井の人たちから要望があれば対話の場も考えたいというお話だったのですけれども、全国の人たちから対話を求める声は起きているのですけれども、そういう要望があれば進めたいというお考えでよろしいですねという確認が一つと。

あと、二、三日が屋内退避の限界というお話でしたが、福島第一原発事故を見ますと、二、三日後というのはかなり深刻化したときでしたですね。そういう意味で、時間で区切るのはまずいですよね。どのような感じでお考えになられているのかというところを。

○山中委員長 当然、オンサイト、発電所の中の状況というのも当然、非常に考えないといけないところだと思います。そこは議論になろうかと思えます。期間で言えば、屋内退避というのは二、三日というのが限界だろうなというふうに私個人的には思っておりますけど、それをいつからスタートして、いつ変更するのかというところについては、これから議論をしていかないといけない論点かというふうに思っておりますし、詳細については、恐らくその論点がまず決まってから詳細の議論に入るかと思えます。

○記者 1問目については。

○山中委員長 1問目のほうは、これはもう、対話の改善というのはもう、これは以前からマサノさんから御指摘いただいているとおりでございますので、対話はもうぜひ、私

は改善を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、これはもう本当に、進め方については検討してまいりたいというふうに思っています。

少なくとも職員については、規制庁の職員は、住民の方と直接対話する場というのはこれまでも設けておりますので、何か規制に対する御質問があれば、そういう場を使ってまず御質問していただくというのは、あり得るかなというふうに思っています。

委員や委員長が行くというのは、まだこれまで実現しておりませんし、その点については改善してまいりたいというふうに思っています。

○記者 もうちょっと具体的に、何かありますか。

○山中委員長 まずは、自治体との対話もまだ再開したばかりでございますので、そこを足がかりにしてという、出発点はそこかなというふうに、まずは思っております。

○司会 それでは、よろしいでしょうか。

本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました

—了—